議案第 号

宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する ものとする。

令和3年(2021年)5月 日提出

宝塚市長 山 﨑 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

(宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第2条に規定する期間に、」を「当分の間、職員が」に、「同令第1条」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号」に改める。

(宝塚市新型コロナウイルス対策思いやり応援基金条例の一部改正)

第2条 宝塚市新型コロナウイルス対策思いやり応援基金条例(令和2年条例第22号) の一部を次のように改正する。

第1条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第 1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。」を「感染症の予防及 び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7 項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この条において同じ。」 に改める。

(宝塚市国民健康保険条例の一部改正)

第3条 宝塚市国民健康保険条例(昭和34年条例第5号)の一部を次のように改正する。 附則第2条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31 号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス 感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律 第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号

宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について 宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年条例第16号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行

附則

附則

(新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫手当の特例)

第2条 職員が、新型コロナウイルス感染症を 指定感染症として定める等の政令(令和2年 政令第11号)第2条に規定する期間に、新型 コロナウイルス感染症(同令第1条

1.

規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この条において同じ。)の患者を受け入れる病院又は宿泊施設その他これらに準ずる場所として市長が定める場所において、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、防疫手当を支給する。この場合において、第5条第2項及び別表(3)の項の規定は、適用しない。

表(3) *O* 2 (略)

(新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫手当の特例)

改正案

第2条 当分の間、職員が

新型

コロナウイルス感染症(<u>感染症の予防及び</u>感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に 規定する新型コロナウイルス感染症をい う。以下この条において同じ。)の患者を受 け入れる病院又は宿泊施設その他これらに 準ずる場所として市長が定める場所におい て、新型コロナウイルス感染症から住民の 生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であって市長が定める ものに従事したときは、防疫手当を支給する。この場合において、第5条第2項及び別表(3)の項の規定は、適用しない。

2 (略)

宝塚市新型コロナウイルス対策思いやり応援基金条例(令和2年条例第22号)新旧対照表(第2条による改正関係)

(設置の目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症(新型イン フルエンザ等対策特別措置法(平成24年法 律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新 型コロナウイルス感染症をいう。

型点では、新型コロナウイルス感染症に関する医療提供体制の整備、新型コロナウイルス感染症に関する医療提供体制の整備、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた地域経済及び住民生活の支援等に資するため、新型コロナウイルス対策思いやり応援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(設置の目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症(<u>感染症の</u> 予防及び感染症の患者に対する医療に関す る法律(平成10年法律第114号)第6条第7項 第3号に規定する新型コロナウイルス感染 症をいう。以下この条において同じ。)の感 染拡大の防止、新型コロナウイルス感染症 に関する医療提供体制の整備、新型コロナウイルス感染症 は関する医療提供体制の整備、新型コロナウイルス感染症 が経済及び住民生活の支援等に資するた め、新型コロナウイルス対策思いやり応援 基金(以下「基金」という。)を設置する。 現行

附則

(新型コロナウイルス感染症に感染した被 保険者等に係る傷病手当金)

第2条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33 号)第28条第1項に規定する給与等をいい、 賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞 与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払い を受けている被保険者が療養のため労務に 服することができないとき(新型インフル エンザ等対策特別措置法(平成24年法律第3 1号)附則第1条の2に規定する新型コロナウ イルス感染症

一に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 · 3 (略)

改正案

附則

(新型コロナウイルス感染症に感染した被 保険者等に係る傷病手当金)

第2条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33 号)第28条第1項に規定する給与等をいい、 賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞 与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払い を受けている被保険者が療養のため労務に 服することができないとき(新型コロナウ イルス感染症(感染症の予防及び感染症の 患者に対する医療に関する法律(平成10年 法律第114号)第6条第7項第3号に規定する 新型コロナウイルス感染症をいう。以下同 じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があ り当該感染症の感染が疑われるときに限 る。)は、その労務に服することができなく なった日から起算して3日を経過した日か ら労務に服することができない期間のうち 労務に就くことを予定していた日につい て、傷病手当金を支給する。

2•3 (略)

1 改正前の条例が引用する法律又は政令

第1条関連

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令

第一条 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。次条及び第三条(同条の表を除く。)において単に「新型コロナウイルス感染症」という。)を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。)第六条第八項の指定感染症として定める。

第二条 法第七条第一項の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、この政令の施行の日以後同日から起算して一年を経過する日までの期間とする。

2 法第七条第二項の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、前項に規定する期間が経過した日以後同日から起算して一年を経過する日までの期間とする。

・第2条及び第3条関連

新型インフルエンザ等対策特別措置法

附則第一条の二 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。第三項において同じ。)については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律(令和二年法律第号。同項において「改正法」という。)の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等とみなして、この法律及びこの法律に基づく命令(告示を含む。)の規定を適用する。

上記法令が廃止又は引用部分が削除され、以下2のとおり感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で新型コロナウイルス感染症が定義された。

2 改正後の条例が引用する法律

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

第六条第七項第三号 新型コロナウイルス感染症(新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

令和3年2月3日(水曜日)官報 号外特第8号 8ページ及び13ページより抜粋

上段は新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正、下段は新型コロナウイルス感染症を指定感染症として 定める等の政令の廃止について。

令和3年2月3日 水曜日

官 報

(号外特第8号)

8

第七十条の七 会議に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌

事務

第七十条の八 会議に係る事項については、 (主任の大臣)

第七十条の九 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関 (資料の提出その他の協力) 内閣法にいう主任の大臣は、

の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。 外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以

第七十条の十 この法律に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、政令で定める。 第七十一条第一項中「第四十九条第二項」を「第四十九条」に改める。

中第四項を第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前各項」に、「特定都道府県」を「都道府県」 に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「特定都道府県知事」を「都道府県知事」に改め、 下に「第三十一条の三若しくは」を加え、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。 同項を同条第四項とし、同条第一項中「特定都道府県知事」を「都道府県知事」に改め、「長は、」の その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは定による要請を受けた者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、当該者の営業所、事務所都道府県知事は、第三十一条の六第三項の規定の施行に必要な限度において、同条第一項の規 関係者に質問させることができる。 第七十二条第五項中 「及び第二項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条

第七十九条 第四十五条第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、 た」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。 第七十三条中「第四十八条第七項」を「第三十一条の二第七項」に改める。 設若しくは当該施設管理者等の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくはよる要請を受けた施設管理者等に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、当該要請に係る施 第七十七条中 「第七十二条第一項」を「第七十二条第三項」に、「第二項」を「第四項」に改め、「し 本則に次の二条を加える。 第七十六条中「搬出した」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。 帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 都道府県知事は、第四十五条第三項の規定の施行に必要な限度において、同条第二項の規定に

第

一条 次に掲げる政令は、廃止する。

第八十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の過 料に処する。 三十万円以下の過料に処する。

第三十一条の六第三項の規定による命令に違反したとき

これらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質 第七十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は 占しくは虚偽の答弁をしたとき、

附則第一条の二を削る。

者に対する医療に関する法律の一部改正)

第二条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号) 第六十三条)
する調査及び研究(第五十六条の三十九) 部を次のように改正する。 目次中「第十二章 費用負担(第五十七条―第六十三条)」を 第第十三章 費用負担(第五十七条―感染症及び病原体等に関 の

|に、「第十三章」を「第十四章」に、「第十四章」を

第十

五章」に、「第八十一条」を「第八十三条」に改める。

過措置に関する政令をここに公布する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の

名 御 璽

御

内閣総理大臣とする

令和三年二月三日

内閣総理大臣

菅

政令第二十五号

び経過措置に関する政令 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及

条第三項、第二十六条、第二十六条の二、第二十七条第一項及び第三十四条の六並びに新型インフル 四号)第十三条第一項、第二十六条及び第六十六条、検疫法(昭和二十六年法律第二百一号)第十六 エンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律附則第四条の規定に基づき、この政令を制定する。 施行に伴い、並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十 内閣は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和三年法律第五号)

第一章 関係政令の整備(第一条―第六条)

第二章 検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令の廃止) (新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び新型コロナウイルス感染症を 経過措置 (第七条・第八条)

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)

(令和二年政令第二十八号)

、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正

第二条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成十年政令第四百一 号)の一部を次のように改正する。 $\overline{+}$

ロナウイルス感染症及び同項第四号に掲げる再興型コロナウイルス感染症を除く。)」を加える。 一十一条の項、第二十二条第一項及び第二項の項及び第二十二条第三項の項中「第二十六条」を「第 一十六条第一項」に改め、同表第二十二条の二の項中「第十七条から」を「第十六条の三から」に、 |第十七条、第十八条及び第二十六条||を「第十六条の三から第十八条まで及び第二十六条第一項| 第七条中「第二十六条の」を「第二十六条第一項の」に改め、同条の表第二十条第一項の項、 第五条第十号中「新型インフルエンザ等感染症」の下に「(法第六条第七項第三号に掲げる新型コ

	二十二条の三
	第十九条又は第二十条
	条で進用する第十九条又は第二十六条第一項において読み替
_	

に改め、同項の次に次のように加える。

第

政

令

一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経